

1. 申請の要件		2. 根拠法令	
10. 火薬類の譲渡許可証、譲受許可証の再交付		火薬類取締法 第17条 第8項	
3. 申請に関する説明			
<ul style="list-style-type: none"> 火薬類の譲渡許可証又は譲受許可証を喪失し、汚損し、又は盗取されたときは、その事由を具して横浜市長にその再交付を申請しなければなりません。申請内容が、許可時において、申請された内容と相違がないと認めた場合に再交付を行います。 			
4. 関係条文			
法	施行令	施行規則	市細則
		第39条 譲渡又は譲受許可証の再交付の申請	
5. 手数料		6. 標準処理期間	7. 申請部数
		5日	2部
8. 告示又は通知			
9. 審査する事項			
申請内容が、許可時において、申請された内容と相違がないか審査します。			